

檀彌離長者傳承の変容

松 村 恒

今生に国王にも過ぎたる財力を誇った檀彌離長者は、その前生にて積んだ功德の故にその榮華を享受したのである。すなわち檀彌離は前生にあつては修行中の身であつたが、同輩四人の修行の完成のために、自らは修行を放棄して町に行乞に出掛け、得られた施物を同輩に布施した。この犠牲的精神による助けを得て修行を完成した四人は、助力者に願を立てるようにと勧める。布施者は来世における大いなる富と法の聽聞を願う。この願の実現により、今生にて檀彌離という財力を恣にする長者となり、また仏世尊の導きにより悟りの境地を獲得した。

この過去物語は『賢愚經』に説かれる。⁽¹⁾檀彌離のインド語形は必ずしも明白ではないが、**dānavira* とか **dānavirya* とかが想定される限りにおいて、⁽²⁾布施の功德により今生にて榮耀榮華へ到達したことを示す過去物語と現在物語の連結は妥当なものである。わが国におけるこの受容例の最初のは、渡辺信和氏の御指摘通り、『宝物集』⁽³⁾に見られる。

檀彌離長者ガ。國王ニ過ヌル樂ノ有シ。昔四人ノ聖人アリキ。三人ハ閑ニ山林ニ籠リ行テ。今一人ハ里ニ出テ。乞食頭陀シテ三人ノ聖人ニ施シキ。三人ハ果ヲ得テキ。一人ハ今檀彌離也。施ノ功德ニ依ガ故ニ。今生ニハ國王ニ過タル樂リキ。未來佛ニ成ルヘシト去リ。⁽⁴⁾

この文章が布施を高揚する段に置かれている事実は、檀彌離の名の由来と過去物語の意義に合致するものであるから、『宝物集』の編者は、恐らくは檀彌離の檀が且波羅蜜の且であることをも含めて、それらを正しく理解していたのである。檀彌離の名及び過去物語の基本的構造が共通であることより、『賢愚經』を下敷きにしていたことは大いに有り得ることであるが、過去物語に登場する修行者の人数に異なりがある。こうした異なりの原因として渡辺氏は書承口承の介在を想定しておられるが、〈四人〉という人数に関しては具体的な指摘が可能である。

『法華經』妙莊嚴王本事品に現われる王家の前生譚として

同様の過去物語が伝えられている。但しこれは『法華經』自体に説かれるのではなくて、註釈書類に見られる。例えば『法華文句』十下(大三四、一四七上)『法華文句記』(大三四、三五八中)『法華義疏』十二(大三四、六三〇下)がある。過去物語に登場する比丘は妙莊嚴王、淨徳夫人、淨藏、淨眼の前身であるから、人数は必ずや四人であつて、五人にはなり得ない。

『宝物集』は諸種の文献を依用してその博學を誇るが、就中『法華經』はその出現頻度において他書を圧倒する⁽⁶⁾。妙莊嚴王が二子により仏道に導き入れられた故事は多くの伝本に語られるが、王家の前身としての修行者の物語は限られた伝本にしか見出し得ない。先に引いた檀彌離の前身譚と比較すべく次に引いてみよう。

昔四人ノ聖人アリキ。山ニ籠テ行ヒケルホドニ。一人ヅ 里ニ出テ。食物ヲ乞食シテ過ル程ニ。一人ノ聖人ノ云様。唯一人シテ乞食シテ養ハシ。三人ハ静ニ行テ、我後世ヲモ弔ヒ導キ給ヘト云ケレバ。三人悦デ閑ニ行ヒケレバ。年月ヲ経テ。四人ナガラ失ニケリ。三人ハ正覺成ジヌ。今一人ハ。里ニ出テ乞食シケル折節。君ノ御幸ヲ見奉リテ。執心ヲ止メケル故ニ。即チ國王ト生キ。三人ノ聖人昔ノ契ヲ忘レズシテ。一人ハ后ト成。二人ハ子ト成テ。父ノ王ヲ教ヘテ。菩提ノ道ニ入タリキ。妙莊嚴王。淨徳夫人。淨藏。淨眼ノ二人ノ子ト申スハ。此御事トモ也。⁽⁸⁾

檀彌離長者伝承の変容(松村)

両者よく似ているので、一方が一方に混入したか、少なくとも影響を与えたと言ひ得るであらう。いずれがいずれに影響を与えたかということについては憶測の域を出ないが、敢えて推測すれば次の様にならう。すなわち『宝物集』は『賢愚經』に伝えられる様な檀彌離長者の前身話を知っていたであらうし、しかも漢文大藏經中の主なものとしては『賢愚經』にしか伝わらないので、この前身話は『賢愚經』に基づいて知っていた蓋然性が強い。ところが『法華經』の註釈類を通じて妙莊嚴王一家の前身話も知っていたが、このふたつの話は極めて類似しているので混同が起こった。檀彌離長者前身話には元来三人の修行者しか登場しないが、ここで四人となつてゐるのは妙莊嚴王前身話の影響による変更である。そしてこの変更には敢えて四人にする理由が見当たらないので、無意識のうちに行われたものであらう。ただここでひとつ問題が残る。このふたつは『宝物集』の伝承史のうちでも後の挿入であらうことは前にも述べたことであるが、それが同時に行われたのではない。というのは第二種七卷本Ⅱ九冊本には檀彌離長者前身話はあるが、妙莊嚴王前身話はない。従つてこの伝本に限つて言えば、後者が前者に影響を与えたというのは考えにくい。この二話を同時に内包しているのは第一種七卷本である。従つて檀彌離前身譚の五人比丘を四人に変更するのは第一種七卷本の平面で遂行されたと憶測されるか

もしれない。しかしながら、妙莊嚴王前生譚が挿入されていなくとも、『宝物集』の改編者がそれ知らなかったとはいえない。先にも述べた様に『法華経』自体には説かれていなくとも、『法華経』の読者にはよく知られていたものであったし、『宝物集』と同時代のものに伝えられているからである。

それは『注好選』中第十の淨徳夫人化大王であり、直前の第九藥王燒身臂と共に二話一類の如くに法華説話を構成している。ここでは四人の修行者が登場する過去物語が従前のものと同じく語られ、引き続いて次の世の妙莊嚴王と王を教導する后と二王子の物語が説かれる。この後半部は『法華経』自体に説かれているものであるが、末尾にジャータカの如くに連結が置かれており、それが『法華経』とは緩かな違いを呈している。『注好選』の連結は「彼の王者今の沙羅樹王仏是也。其の后ト者今の光照莊嚴相菩薩是也。兄の王子者今の藥王菩薩是也。弟の王子者今の藥上菩薩是也。」とあり、『法華経』が「妙莊嚴王、豈異人乎、今華徳菩薩是」とあるのに対して、王に割り当てるものが異なっている。しかし『法華経』において王は雲雷音宿王華智仏によって娑羅樹王仏となる予言を受けているので、『注好選』はそれを取り入れたものと思われ、『法華経』と矛盾するものではない。また『法華経』妙莊嚴王本事品や『注好選』中第十に限って言えば、

この連結に呼応する現在物語は語られてはいないが、藥王菩薩本事品や『注好選』中第九からの連続を考慮に入れば、法華説話としての藥王菩薩の前生譚の線上にあることが了解される。『注好選』が檀彌離長者の物語を知っていたか否かは、現時点で我々が有する『注好選』の三本がいずれも完本ではないので、断定することはできない。

さて『注好選』中第十は日本仏教文学史の上でも好まれたものの様で、『私聚百因縁集』三「八」淨徳夫人事となつて同文同話として再説される。⁽¹⁰⁾それと同時に『私聚百因縁集』は国王にも勝る榮華を誇つたダンミリ長者の逸話を知っていた。長者自身が主題となつていないのではないが、三「五」採角入貧女事の冒頭にて触れられるが、それは次の通りである。

天竺大国ノ帝ノ行幸其ノ供奉ヲヒタ、シキ事也 舍衛国波斯匿王
檀毘利長者ノ家ニ牛頭栴檀ヲ為メニ御所望ノ忍テ只ヒトリシノヒ
ノ御臨幸アリ⁽¹¹⁾

本話全体はダンミリ長者の榮華を伝えるものではなく、『今昔物語集』卷三第一六とバラレルであることが以前より指摘されているものであるが、『今昔』を直接の材源と仰ぐことはやはり行われない。しかも上引の冒頭部は『今昔』には欠けている。『私聚』の冒頭は『賢愚経』の伝える内容を前提としていることは疑いのないことではあるが、『賢愚経』を

典拠としては言い難い。檀彌離を檀毘利という表記に変更する理由が見当たらないからである。直接の材源は檀毘利という表記をしていたものであろう。

このように妙莊嚴王の前生としての四人の修行者の物語と、ダンミリ長者の逸話が同一の書の中で二本立てで語られる例は他にも求められであろうか。先ず挙げられるのは『法華經鷲林拾葉鈔』である。四人の修行者の物語は卷二四嚴王品に伝えられているが、今まで列挙してきたものよりかは若干詳しくなっているものの、基本的には同一である。ただここで注目されるのは、釈名の部分で「出他經」すなわち『法華經』以外のものに出ているとするのは法華の註釈書類と同じであるが、尊舜は「他經」を『藥藏經』と特定していることである。遺憾ながら筆者はこの經典について詳らかにしないが、尊舜が引用の材源を有していたことは興味深い。分別功德品の偈に牛頭旃檀の語が現われるが、『拾葉鈔』卷一九はこの語の説明の一環として「牛頭旃檀ヲ芥子斗モ奉仏僧生生世世無中天」を『賢愚經』の文として引用する。これだけではダンミリ長者を想起させるものにはない得ないが、四十年程後に編纂された『法華經直談鈔』卷八末分別功德品では、同じ引用文を典拠を示すことなく若干の異同を伴いつつ引いた後に、ダンミリ長者の逸話を伝えている。その内容は『賢愚經』のものを圧縮したと言っても差し支えないので

あるが、長者名の表記が『私聚』と同じく檀毘利となっているために『賢愚經』を直接の材源と見做すことは躊躇される。卷一〇末嚴王品には例によって妙莊嚴王の前生としての四人の修行者の話が語られるが、完全な同文ではないものの『拾葉鈔』に強く依りかかっていると見てよい。

『三国伝記』卷四第一〇妙莊嚴王因縁事は、王の前生と、王の改宗物語を連続して語り、法華時との連結で結んでいる。前半は法華の諸註にあるものにはほぼ等しい。若干見られる日本的な表現は玄棟の加筆であろう。後半は『法華經』妙莊嚴王本事品（或いはそれを摘出した『経律異相』八）にかなり忠実に依っている。特に最後の連結の文は『注好選』とは違って『法華經』に一致しているので、『注好選』と材源を共有するものではなさそうである。

本邦における檀彌離長者とその前生の物語は、妙莊嚴王の前生譚とその類似の故に混同が起り、伝承の経路がやや複雑化した。また長者の名前の表記にもヴァリエーションが見られることより、複数の伝承路線が存在したことが推測される。

なお名前だけに限って言えば、他に中世物語「法妙童子」の中にもだんびり長者の名前が見い出される。⁽¹⁵⁾ ひらがなで書かれているので、どのような漢字を背景にしているのかは不明であり、物語の筋も今まで述べてきたものとは別のものでは

あるので、詳細については別稿を期したい。

- 1 『神戸親和女子大学研究論叢』二八(一九九五)、四三 註二。
- 2 同 三八 註b。
- 3 渡辺信和「天竺の長者説話——西行物語の檀彌離をめぐる——」和漢比較文学会編『説話文学と漢文学』(『和漢比較文学叢書 一四』(東京:汲古書院、一九九四)、一六〇)。
- 4 このパッセージは七巻本系にしか見い出されない。従って後の段階での挿入かと推測される。「第一種七巻本」巻六。芳賀矢一『宝物集』(『名著文庫 一一三』(東京:富山房、一九二七)、二〇二)、『大日本仏教全書』一四七(一九一三、東京:名著普及会、一九八三)、一八八——一九九(東京:鈴木学術財団、一九七二)、五二。「第二種七巻本」九冊本「八冊。吉田幸一・小泉弘『宝物集九冊本』(『古典文庫 二五八』(東京:古典文庫、一九六九)、三五七)『福原昭五『九冊本宝物集と索引』(東京:近代文芸社、一九九三)、一八四。小泉弘・山田昭全『宝物集 閑居友 比良山古人霊記』(『新日本古典文学大系 四〇』(東京:岩波、一九九三)、二七七。抜書にも同文が見られる。小泉弘『古鈔本宝物集』(『貴重古典籍叢刊 八』(東京:角川、一九七三)、四六二—四六三。瓜生等勝『身延山本宝物集と研究』(『未刊国文資料 四一』(豊橋:未刊国文資料刊行会、一九七三)、一五三。引用は良いエディションではないが、以下の引用との関わりから、『日仏全』に基づく。
- 5 『文句』はこの過去物語を「此因縁出他経」として具体的に典名を挙げず、『文句記』は「未検」として典名不明であるとする。
- 6 小泉弘『宝物集(中世古写本三種)』(『古典文庫 二八三』(一九七二) 付載の書名索引参照。
- 7 「一巻本」山田孝雄『宮内省圖書寮御蔵宝物集』(東京:古典保存会、一九二九)、『続群書類従』三三下(東京:続群書類従完成会、一九二四訂正版一九五七)、一八三。『日仏全』一四七、三〇九、七一。「片仮名古活字本」巻上。黒田彰『身延文庫蔵宝物集中巻片仮名古活字三巻本』(大阪:和泉書院、一九八四)、一八七。「八八全」、『続類従』二二二—二三三。「第一種七巻本」巻一。『日仏全』一四七、二六—九一、八。芳賀二六。「第二種七巻本」九冊本。吉田・小泉 四三—四四『福原二七。小泉・山田三二。小泉弘『古鈔本』四五「二〇オ」、小泉『宝物集(中世古写本三種)』三九—四〇「光長寺本」。抜書本。小泉『古鈔本』二五一「二四オ」、瓜生 一七。
- 8 「片活」巻下。黒田三九九—四〇〇「三六オウ」、『続類従』三三。「一種七巻」巻七。『日仏全』一四七、一三七—九一、六一。芳賀二三四—三三五。
- 9 「続類従」三訂 一九五七、一三八。東寺貴重資料刊行会『古代説話集注好選』(東京:東京美術、一九八三)、五二—五三、一四七「一オ—一二オ」。後藤昭雄『金剛寺蔵注好選』(『和泉書院影印叢書 一二』(大阪:和泉書院、一九八八)、二五—二七、一三九—一四一「一オ—一二オ」。
- 10 「注好選」と『私聚百因縁集』の平行話の本文を綿密に比較し、前者が後者の直接的典典となる得る可能性を求めたものは、森正人「今昔物語集の基礎的研究——注好選集・私聚百因縁集との関係」『愛知県立大学文学部論集』二七(一九七七)「九七八発行」、一五—二七。
- 11 『日仏全』一四八、四〇—九二、一五一。古典文庫 二六五、一四〇—一四一。古典資料 四(東京:すみや書房、一九六八)、一三八—一三九。
- 12 『増補改訂 日本大蔵経』二六(東京:鈴木学術財団、一九七四)、二四五—二四六。
- 13 池山一切圓解題『法華経直談鈔』三(京都:臨川、一九七九)、二〇四—二〇五。
- 14 『日仏全』一四八、九四—九五—九二、二五五—二五六。古

典資料 一、二三九―二四一。池上洵一『三国伝記』上(『中世の文学 六〇(東京…三弥井書店、一九七〇)、二二四―二二五。名古屋三国伝記研究会『三国伝記〈平仮名本〉』上(『古典文庫 四三四(一九八二)、二九八―三〇二「巻六一〇話 浄蔵浄けんしんへんの事」。

15 横山重・太田武夫『室町物語集』四(東京…井上書房、一九六二)、一四四―一八〇、異本として「いけにえ物語」横山重・松本隆信『室町時代物語大成』二(東京…角川、一九七四)、一九三―二一八。これも長者の名前はたんひりと仮名表記である。

〈キーワード〉 檀彌離、妙莊嚴王

(神戸親和女子大学教授・Ph. D.)

退会に関する内規

- (1) 会員は、学会本部に届け出た上で、いつでも退会することができる。
- (2) 会費を三年間滞納した者は、退会したものと認める。
- (3) 会の名誉を著しく害なう等、会員として不適当と認められる者については、理事会の決定により退会させることができる。
- (4) 本内規の変更は理事会の議決による。
- (5) 本内規は昭和五十四年九月十一日より実施、平成五年五月二十二日より改定施行する。